

1. 所属団体等における「精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる」取組み

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）について

1	精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が、包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要である。

※参照：「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書（R3.3.18）□

(2) 「精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる取組み」

	委員	取組み	概要	番号
1	委員	普及啓発	・ 医師会に対し、精神障害者地域家族会や就労継続支援B型事業所の現状報告	①
		普及啓発	・ 家族と消防署にて消防訓練。事業所において消防避難訓練	②
		普及啓発	・ 市文化財保護課及びまち旅事務局の協力のもと、まち旅一環として寺見学後、施設にてお茶の提供	③
		普及啓発	・ 校区文化祭出店	④
		家族支援	・ 家族・地域の方を事業所に招待し、利用者が食事を作り、ゲーム等も考え、クリスマス・忘年会を行う。	⑤
2	委員	オープンスペース	・ 人と話したいときや人との会話の中で安心を得るための場所の提供	⑥
			・ 障害や疾患ではなく、生活者としての関わり	⑦
			・ ピアサポート	⑧
			・ 事業所を利用する人が、他の事業所を利用できる場所	⑨
3	委員	全国ピアスタッフの集い	・ ピアスタッフ、ピアサポートの啓発と交流、学習を目的として全国各地で開催してきた。今年度は福岡市での開催を予定している。	⑩
		ピアスタッフ研修会	・ ピアスタッフのための研修会を実施	⑪
		ピアサポーター養成研修	・ 今年度、委託により実施予定。	⑫
4	委員	アウトリーチ支援に係る事業	・ 訪問看護・介護、デイサービスの利用で、生活リズムを整える支援を実施。	⑬
			・ 不安や抱える問題の表出を図り、出来たことに目を向け、自信に繋げていく必要がある。	⑭
			・ 関係機関との連携	⑮

	委員	取組み	概要	番号
4	委員	家族支援に係る事業	・ 家族が安心して本人に対する支援が出来るよう家族の理解を深めていく。	⑯
			・ 本人への対応の仕方、環境の配慮など、周囲の理解が構築されることの必要性を感じる。	⑰
5	委員	事業所としての障害者雇用促進	・ 県内での障害者雇用の促進促進促進	⑱
			・ 本年度数名採用。通常時給と同等。	⑲
6	委員	相談ダイヤル	厚生労働省から協会が受託し、当協会等にて平日の夜間帯で九州ブロックの電話相談に対応している。新型コロナウイルス感染症の拡大による自殺予防対策で開始となったが、近隣トラブル、家族問題等相談は多岐に亘っている。 自殺リスクの高い相談者を警察等関係機関と協力し保護したケースもある。日中活動に参加している障害者の方で夜間の寂しさを訴えられるケースもある。	⑳
		県こころの健康相談会	新型コロナウイルス感染症の拡大に関連した解雇や雇止めの増加が自殺者数増加の一要因と考え、福岡県内の社会福祉協議会や市町村庁舎といった身近な会場を利用することで県民の『利用しやすさ』を確保した。精神保健福祉士としての専門性を活かし、来所された県民の気持ちに寄り添い『一期一会』の相談を受けた。	㉑
		他市在宅精神障がい者等処遇支援事業	他市から当事業を受託し、他市内の各福祉事務所へ当協会の会員（相談員）を配置し、ケースワーカーと協働し、在宅被保護者である精神障害者とその世帯に関する相談・援助を行っている。	㉒
		県ストーカー加害者構成対策支援	ストーカー加害者又はストーカー加害者となるおそれがある者に対するカウンセリング等を行い、被害者等に対する執着心を緩和あるいは除去し、または必要に応じて、その後の継続的な医療機関への受診を促すことにより、ストーカー行為をはじめとする加害行為の再犯を防止して、被害者等の安全の確保を図ることを目的としている。	㉓
		県災害派遣福祉チーム	・ 県と災害派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結し、チーム員の派遣を行っている。	㉔
		社会復帰セミナー	・ 精神障害者の社会復帰に向け、筑紫地区医師会・筑紫地区自立支援協議会・製薬会社との共催・後援にて地域連携パスの活用等に関する研修会を開催している。	㉕
		ハローワークでの巡回相談	・ 当協会の会員を福岡県中高年就職支援センターへ派遣し、求職者のこころの健康相談の対応を行っている。	㉖
		障がい者対応『住まいサポート福岡』	(紹介) 福岡市社会福祉協議会 生活福祉部 住まい・まちづくりセンターでは、障がい者機関相談支援センターを通じて虐待、ひきこもり、多重債務等の背景的問題を抱えている障がい者の住居支援が行われている。	㉗
7	委員	精神医療相談に係る事業	・ 精神障害者、家族、保健所、警察などによる通院又は入院相談を24時間対応。当院で対応出来ない場合、専門機関と連携又は紹介を行っている。	㉘
		入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業	・ 地域移行機能強化病棟による退院に向けた地域生活支援について、関係機関との連携強化。 訪問看護、デイケア、グループホーム、B型事業所など多職種による支援体制及び地域関係者との協働を行う。	㉙

	委員	取組み	概要	番号
8	委員	家族教室（統合失調症）	精神障害をもつ家族を対象に対して、病気の理解、社会資源、精神科リハビリテーション、薬物療法、対応を学ぶ（SST）回を設けて精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援を実施している。	③⑩
		訪問看護	<<入院中>> 患者・家族を対象に多職種で訪問看護を行い、退院後の生活環境の把握や適切な生活が送れるような提案を行っている。 <<退院後>> 入院中より訪問看護ステーションとの連携を図り（顔合わせ）、退院後の生活環境を把握し、再発防止や状態にあわせた支援を提供している。	③⑪
		措置入院患者の退院後の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院中から退院後支援計画を保健所をはじめ、その他事業所など関係者会議を重ね、退院後の支援がスムーズに行われるように試みている。</li> </ul>	③⑫
		精神医療相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急病院で、24時間365日体制で対応している。</li> </ul>	③⑬
		治療抵抗性統合失調症治療薬の専門的治療について	<ul style="list-style-type: none"> <li>クロザリルの専門治療病院であるため、支援体制が整っている。クロザリルグループとあって、治療薬を使って治療している患者のグループがあり、治療開始する前の不安や投与後の状況を共有したり、これから治療開始予定の患者に経験者がアドバイスしたりする。</li> </ul>	③⑭
		入院中の精神障害者の地域生活支援	「社会復帰フォーラム」 退院後、地域生活を送る患者がすでに地域生活を送っている患者よりアドバイスをもらったり、どのような生活をしているのかを教えてもらうミーティング。 単身生活者も多く、ごみの出し方や近隣の人とのコミュニケーションのとりかた、生活する中での困りごとなどが話題になることが多い。	③⑮
9	委員	ピア職員雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センターに精神障害ある男性職員を雇用（過去）</li> </ul>	③⑯
			<ul style="list-style-type: none"> <li>該当事業で精神障害及び知的障害ある男性職員を雇用（過去・現在）</li> </ul>	③⑰
		久留米市居住支援協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>久留米市居住支援協議会委員として参画し、必要時アパート物件紹介や臨時受入れ場所の確保で連携している。</li> </ul>	③⑱
		入院患者社会復帰支援プログラム事業委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>久留米市近郊精神科病院に長期入院している患者への退院支援</li> </ul>	③⑲
10	委員	当事者分科会のバリアフリーカフェ	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者の発信の場を提供し、当事者の立場から、久留米市の住みよいまちづくりについて協議を行っている。</li> </ul>	④⑩
		地域活動支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センターを運営し、精神障害者の安心できる居場所づくりを行っている。</li> <li>なお、中学校や高校での「こころの授業」のほか、地域の方々との交流会なども開催し、偏見の解消に取り組んでいる。</li> </ul>	④⑪
		主人公になる会（夢を語る会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年～27年度にかけて、当事者が主体的に生きていけるように、夢や希望を語ったり、皆さんに伝えたいことを発信するイベントを行った。（久留米市障害者問題啓発事業として）</li> </ul>	④⑫

	委員	取組み	概要	番号
10	委員	他の団体について	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンスペース「ゆるか」、「じじっか」、リハビリセンター、不思議の国のアリス等の安心できる場所がある。基幹センターとしてつなげる支援を行ったりしている。</li> </ul>	④③
		サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護ステーション（精神向け）のサービスにつなげたり、ヘルパーが必要な方にサービスを導入する支援を行っている。精神科や心療内科との連携や受診同行を行っている。</li> </ul>	④④
		家族支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族会の紹介</li> </ul>	④⑤
		基幹として	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の主體的な人生を考えて、相談支援活動を行っている。当事者の仲間づくりも考えている。</li> </ul>	④⑥

(3) 取組みの分類（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業ごと）

No	国：事業名	内容	委員取組み	概要	番号
1	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	事業を実施する圏域において、保健・福祉・福祉関係者による協議の場を設置する。	当事者分科会のバリアフリーカフェ	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者の発信の場を提供し、当事者の立場から、久留米市の住みよいまちづくりについて協議を行っている。</li> </ul>	④⑩
2	普及啓発に係る事業	精神障害者に対する地域住民の理解を深めるため、地域でのシンポジウムの開催などの普及啓発事業を実施する。	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師会に対し、精神障害者地域家族会や就労継続支援B型事業所の現状報告</li> </ul>	①
			普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族と消防署にて消防訓練。事業所において消防避難訓練</li> </ul>	②
			普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>市文化財保護課及びまち旅事務局の協力のもと、まち旅一環として寺見学後、施設にてお茶の提供</li> </ul>	③
			普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>校区文化祭出店</li> </ul>	④
			社会復帰セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の社会復帰に向け、筑紫地区医師会・筑紫地区自立支援協議会・製薬会社との共催・後援にて地域連携パスの活用等に関する研修会を開催している。</li> </ul>	⑫⑮
			主人公になる会（夢を語る会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年～27年度にかけて、当事者が主体的に生きていけるように、夢や希望を語ったり、皆さんに伝えたいことを発信するイベントを行った。（久留米市障害者問題啓発事業として）</li> </ul>	④⑫
3	精神障害者の家族支援に係る事業	精神障害者の家族が、地域包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援を実施する。	家族支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族・地域の方を事業所に招待し、利用者が食事を作り、ゲーム等も考え、クリスマス・忘年会を行う。</li> </ul>	⑤
			家族支援に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族が安心して本人に対する支援が出来るよう家族の理解を深めていく。</li> </ul>	⑯⑰
			家族支援に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人への対応の仕方、環境の配慮など、周囲の理解が構築されることの必要性を感じる。</li> </ul>	⑱⑲
			家族教室（統合失調症）	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害をもつ家族を対象に対して、病気の理解、社会資源、精神科リハビリテーション、薬物療法、対応を学ぶ（SST）回を設けて精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援を実施している。</li> </ul>	⑳⑳
			家族支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族会の紹介</li> </ul>	④⑮
4	精神障害者の住まいの確保支援に係る事業	居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備を行う。	障がい者対応『住まいサポート福岡』	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市社会福祉協議会 生活福祉部 住まい・まちづくりセンターでは、障がい者機関相談支援センターを通じて虐待、ひきこもり、多重債務等の背景的問題を抱えている障がい者の住居支援が行われている。</li> </ul>	⑳⑳
			久留米市居住支援協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>久留米市居住支援協議会委員として参画し、必要時アパート物件紹介や臨時受入れ場所の確保で連携している。</li> </ul>	㉑㉑
5	ピアサポートの活用に係る事業		オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と話したいときや人との会話の中で安心を得るための場所の提供</li> </ul>	⑥⑥
				<ul style="list-style-type: none"> <li>障害や疾患ではなく、生活者としての関わり</li> </ul>	⑦⑦

No	国：事業名	内容	委員取組み	概要	番号
5	ピアサポートの活用に係る事業	精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成し、また、ピアサポーターが活躍する場の創出等によりピアサポートの活用を推進するための体制整備を行う。	オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピアサポート</li> </ul>	⑧
				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所を利用する人が、他の事業所を利用できる</li> </ul>	⑨
			全国ピアスタッフの集い	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピアスタッフ、ピアサポートの啓発と交流、学習を目的として全国各地で開催してきた。今年は福岡市での開催を予定している。</li> </ul>	⑩
			ピアスタッフ研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピアスタッフのための研修会を実施</li> </ul>	⑪
			ピアサポーター養成研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度、委託により実施予定。</li> </ul>	⑫
			入院中の精神障害者の地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「社会復帰フォーラム」退院後、地域生活を送る患者がすでに地域生活を送っている患者よりアドバイスをもらったり、どのような生活をしているのかを教えてもらうミーティング。単身生活者も多く、ごみの出し方や近隣の人とのコミュニケーションのとりかた、生活する中での困りごとなどが話題になることが多い。</li> </ul>	⑮
6	アウトリーチ支援に係る事業	精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援を行い、支援対象者及びその家族等の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備を行う。	アウトリーチ支援に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護・介護、デイサービスの利用で、生活リズムを整える支援を実施。</li> </ul>	⑬
				<ul style="list-style-type: none"> <li>不安や抱える問題の表出を図り、出来たことに目を向け、自信に繋げていく必要がある。</li> </ul>	⑭
				<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携</li> </ul>	⑮
			他市在宅精神障がい者等処遇支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市から当事業を受託し、他市内の各福祉事務所へ当協会の会員（相談員）を配置し、ケースワーカーと協働し、在宅被保護者である精神障害者とその世帯に関する相談・援助を行っている。</li> </ul>	⑳
			訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>《退院後》入院中より訪問看護ステーションとの連携を図り（顔合わせ）、退院後の生活環境を把握し、再発防止や状態にあわせた支援を提供している。</li> </ul>	㉑
7	措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業	措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように、制度の周知や人材育成などの必要な取組を実施する。	措置入院患者の退院後の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院中から退院後支援計画を保健所をはじめ、その他事業所など関係者会議を重ね、退院後の支援がスムーズに行われるように試みている。</li> </ul>	㉒
8	構築推進サポーターの活用に係る事業	自治体等関係機関が退院前や後の精神障害者への支援を行うことに際し、構築推進サポーターの活用に努める。			

No	国：事業名	内容	委員取組み	概要	番号
9	精神医療相談に係る事業	休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するため、地域の実情に合わせて、精神保健福祉センター、医療機関等に、原則24時間365日体制の精神医療相談窓口の機能を設ける。	精神医療相談に係る事業	精神障害者、家族、保健所、警察などによる通院又は入院相談を24時間対応。当院で対応出来ない場合、専門機関と連携又は紹介を行っている。	⑳
			精神医療相談	救急病院であり、24時間365日体制で対応している。	㉓
10	医療連携体制の構築に係る事業	身体合併症を有する精神障害者や従来の治療では効果が乏しく、治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療が必要とされる難治性患者等の治療を実施するために、精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等、地域での支援体制を構築する。	治療抵抗性統合失調症治療薬の専門的治療について	クロザリルの専門治療病院であるため、支援体制が整っている。 クロザリルグループとあって、治療薬を使って治療している患者のグループがあり、治療開始する前の不安や投与後の状況を共有したり、これから治療開始予定の患者に経験者がアドバイスしたりする。	㉔
11	精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業	精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域の関係者と協働し、研修を実施する。			
12	入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業	精神科病院等に入院中の患者を対象に、退院に向けた包括的な相談・支援の実施等、入院中の精神障害者の地域生活支援に係る取組を行う。	入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業	地域移行機能強化病棟による退院に向けた地域生活支援について、関係機関との連携強化。 ・訪問看護、デイケア、グループホーム、B型事業所など多職種による支援体制及び地域関係者との協働を行う。	㉙
			訪問看護	《入院中》 患者・家族を対象に多職種で訪問看護を行い、退院後の生活環境の把握や適切な生活が送れるような提案を行っている。	㉚
			入院患者社会復帰支援プログラム事業委託	久留米市近郊精神科病院に長期入院している患者への退院支援	㉛
13	地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業	アンケート調査や関係団体等へのヒアリング、精神障害者や家族等のニーズ把握、精神保健福祉資料等の既存データの分析、評価、活用等により、包括ケアシステムの構築状況の実態把握を行う。			

3. その他取組み

No	事業	委員取組み	概要	番号
1	障害者雇用	事業所としての障害者雇用促進	・ 県内での障害者雇用の促進促進促進	⑱
			・ 本年度数名採用。通常時給と同等。	⑲
		ピア職員雇用	・ 地域活動支援センターに精神障害ある男性職員を雇用（過去）	⑳
			・ 該当事業で精神障害及び知的障害ある男性職員を雇用（過去・現在）	㉑
2	相談対応、他機関への繋ぎ	相談ダイヤル	厚生労働省から協会が受託し、当協会等にて平日の夜間帯で九州ブロックの電話相談に対応している。新型コロナウイルス感染症の拡大による自殺予防対策で開始となったが、近隣トラブル、家族問題等相談は多岐に亘っている。 ・ 自殺リスクの高い相談者を警察等関係機関と協力し保護したケースもある。日中活動に参加している障害者の方で夜間の寂しさを訴えられるケースもある。	㉒
		県こころの健康相談会	新型コロナウイルス感染症の拡大に関連した解雇や雇止めの増加が自殺者数増加の一要因と考え、福岡県内の社会福祉協議会や市町村庁舎といった身近な会場を利用することで県民の『利用しやすさ』を確保した。 ・ 精神保健福祉士としての専門性を活かし、来所された県民の気持ちに寄り添い『一期一会』の相談を受けた。	㉓
		ハローワークでの巡回相談	当協会の会員を福岡県中高年就職支援センターへ派遣し、求職者のこころの健康相談の対応を行っている。	㉔
		他の団体について	オープンスペース「ゆるか」、「じじっか」、リカバリーセンター、不思議の国のアリス等の安心できる場所がある。基幹センターとしてつなげる支援を行ったりしている。	㉕
		サービスについて	訪問看護ステーション（精神向け）のサービスにつなげたり、ヘルパーが必要な方にサービスを導入する支援を行っている。 ・ 精神科や心療内科との連携や受診同行を行っている。	㉖
		基幹として	・ 本人の主体的な人生を考えて、相談支援活動を行っている。当事者の仲間づくりも考えている。	㉗



No	事業		委員取組み	概要	番号
3			県ストーカー加害者構成対策支援	<p>ストーカー加害者又はストーカー加害者となるおそれがある者に対するカウンセリング等を行い、被害者等に対する執着心等を緩和あるいは除去し、または必要に応じて、その後の継続的な医療機関への受診を促すことにより、ストーカー行為をはじめとする加害行為の再犯を防止して、被害者等の安全の確保を図ることを目的としている。</p>	⑳
			県災害派遣福祉チーム	<p>県と災害派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結し、チーム員の派遣を行っている。</p>	㉑

# 1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

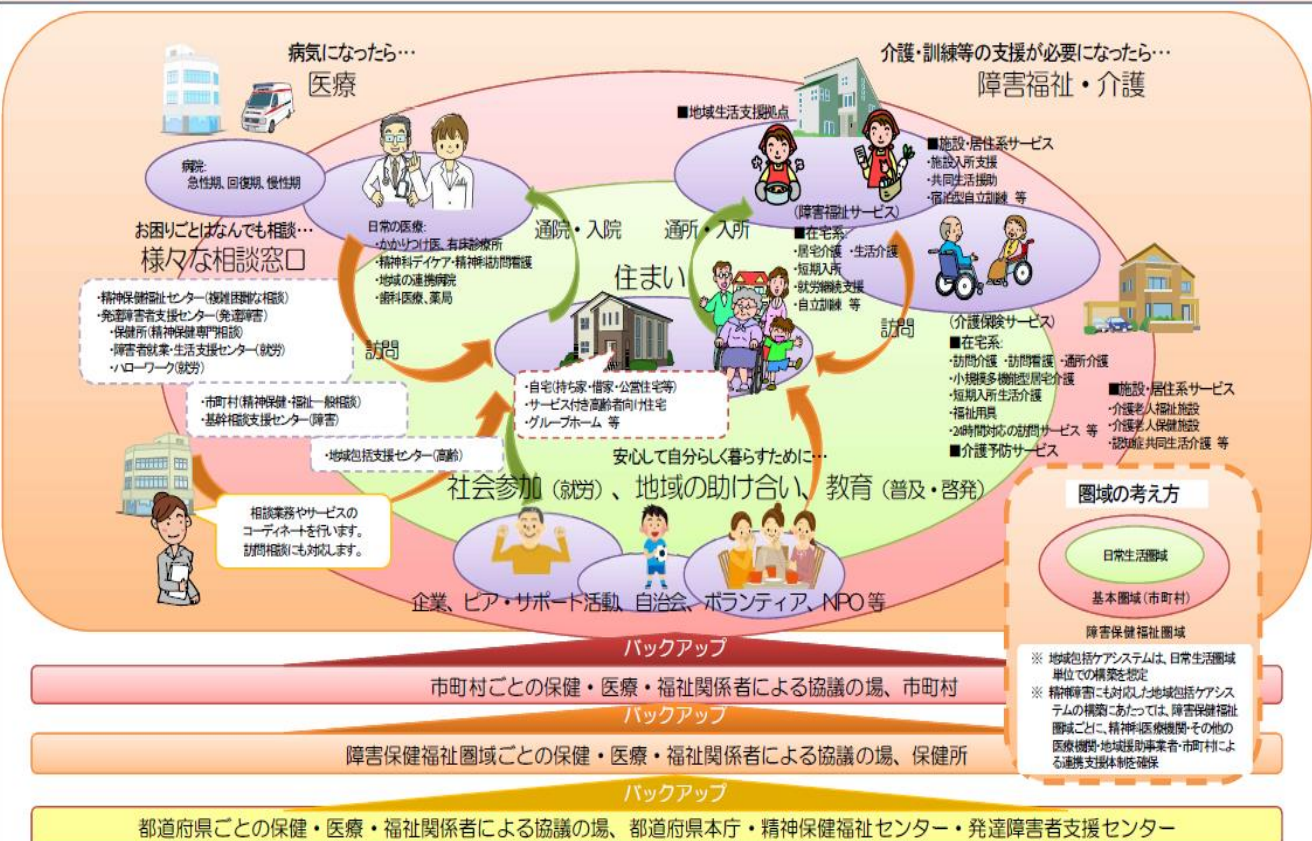
## (1) 基本的な考え方

わが国の地域精神保健医療福祉については、平成16年9月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心」という理念を明確にし、様々な施策を行ってきた。

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であるという状況の中、平成29年2月「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進めるために、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築することが適当とされた。

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

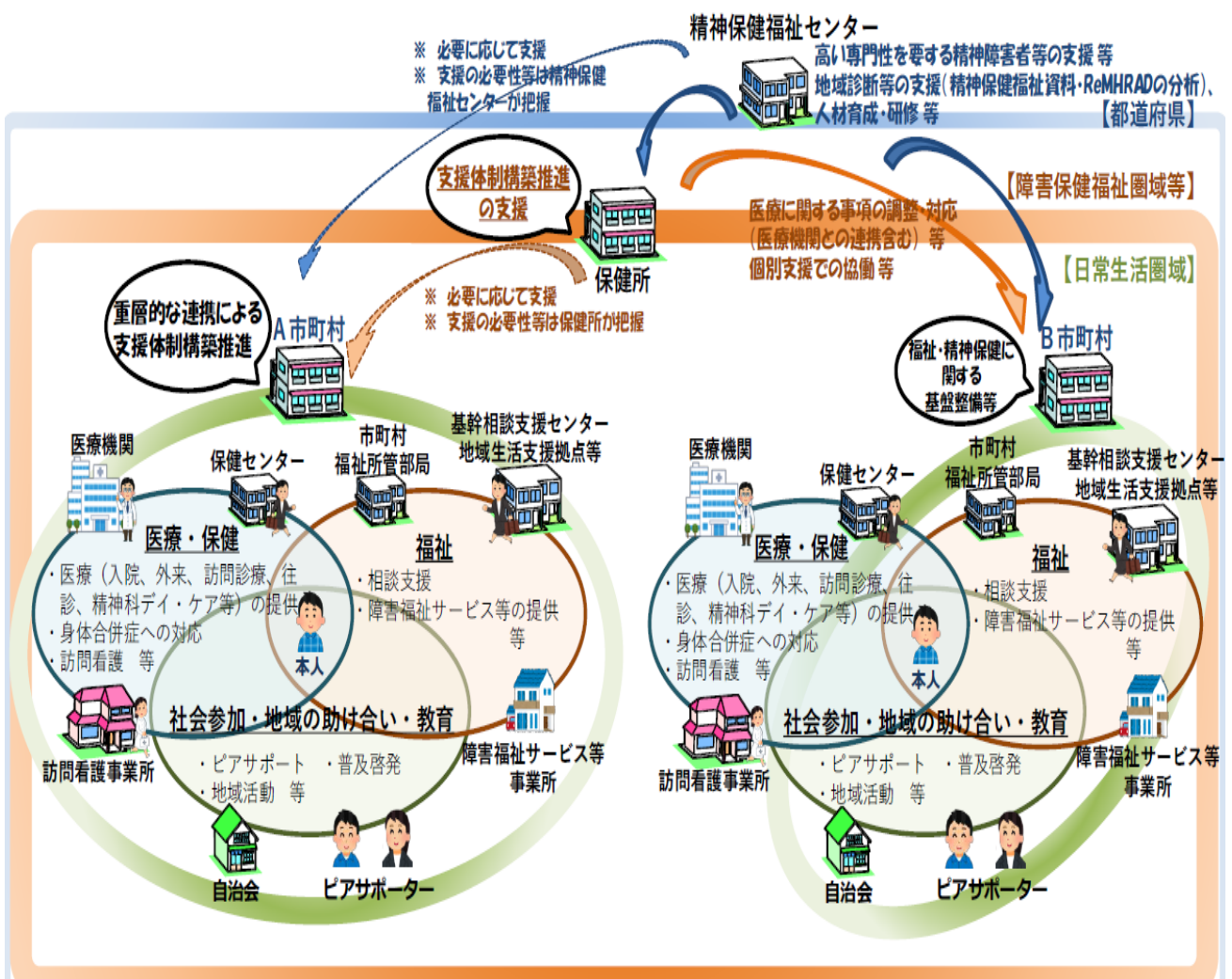
- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る各機関の役割

- \* 構築に際しては、精神障害者や精神保健上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。
- \* また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る各機関の役割の整理



### (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する要素

#### ① 地域精神保健及び障害福祉

- \* 市町村においては、福祉だけではなく、精神保健も含めた相談指導等に取り組むよう環境整備を行う。
- \* 長期在院者への支援について、市町村が精神科病院との連携を前提に、病院を訪問し利用可能な制度や障害福祉サービス等に関する説明および支援等を行う。

#### ② 精神医療の提供体制

- \* 精神科医療機関では、平時の対応を行うための「かかりつけ精神科医」機能等の充実を図る。
- \* 精神科医療機関は精神障害を有する方が危機等の状況に陥った際にどのように対応して欲しいかを十分に把握のうえ、時間外診療や往診等を含め可能な限りの対応を充実する。

#### ③ 住まいの確保と居住支援

- \* 生活全体を支援するという考えである「居住支援」の観点を持つ必要がある。
- \* 入居者、賃貸住宅の貸主、不動産業者の安心を確保していくことが求められ、そのために協議の場や居住支援協議会を通じた居住支援関係者との連携強化が必要である。

#### ④ つながりのある地域づくりと社会参加の推進

- \* 社会的な孤立を予防するため、地域で孤立しないよう伴走し、支援することや助言等を行うことができる支援体制を構築する。
- \* 精神障害を有する方と地域住民との交流の促進や、地域で「はたらく」ことの支援を行う。

#### ⑤ 当事者・ピアサポート

- \* ピアサポーターによる精神障害を有する方等への支援の充実を図る。
- \* 市町村等はピアサポーターや精神障害を有する方の、協議の場への参画を推進。

#### ⑥ 精神障害を有する方等の家族

- \* 精神障害を有する方等の家族にとって、必要な時に適切な支援を受けられる体制を整備する。
- \* 市町村等は協議の場に家族の参画を推進し、わかりやすい相談窓口の設置等の取組の推進。

#### ⑦ 人材育成

- \* 「本人の困りごと等」への相談指導等や伴走し、支援を行うことができる人材および地域課題の解決に向けて、関係者との連携を担う人材の育成と確保が必要。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（地域生活支援促進事業）

- \* 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市。

【事業内容】

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

## 1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（地域生活支援促進事業）

No	事業名	内容
1	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	事業を実施する圏域において、保健・福祉・福祉関係者による協議の場を設置する。
2	普及啓発に係る事業	精神障害者に対する地域住民の理解を深めるため、地域でのシンポジウムの開催などの普及啓発事業を実施する。
3	精神障害者の家族支援に係る事業	精神障害者の家族が、地域包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援を実施する。
4	精神障害者の住まいの確保支援に係る事業	居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備を行う。
5	ピアサポートの活用に係る事業	精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成し、また、ピアサポーターが活躍する場の創出等によりピアサポートの活用を推進するための体制整備を行う。
6	アウトリーチ支援に係る事業	精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援を行い、支援対象者及びその家族等の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備を行う。
7	措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業	措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように、制度の周知や人材育成などの必要な取組を実施する。
8	構築推進サポーターの活用に係る事業	自治体等関係機関が退院前や後の精神障害者への支援を行うことに際し、構築推進サポーターの活用を努める。
9	精神医療相談に係る事業	休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するため、地域の実情に合わせて、精神保健福祉センター、医療機関等に、原則24時間365日体制の精神医療相談窓口の機能を設ける。
10	医療連携体制の構築に係る事業	身体合併症を有する精神障害者や従来の治療では効果が乏しく、治療抵抗性統合失調症治療薬等の専門的治療が必要とされる難治性患者等の治療を実施するために、精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等、地域での支援体制を構築する。
11	精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業	精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域の関係者と協働し、研修を実施する。

12	入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業	精神科病院等に入院中の患者を対象に、退院に向けた包括的な相談・支援の実施等、入院中の精神障害者の地域生活支援に係る取組を行う。
13	地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業	アンケート調査や関係団体等へのヒアリング、精神障害者や家族等のニーズ把握、精神保健福祉資料等の既存データの分析、評価、活用等により、包括ケアシステムの構築状況の実態把握を行う。